

「信頼される教職員になるために」

1 テーマ

交通事故

2 基礎知識と具体的事例

「交通事故」とは・・・交通手段の運転・操縦においていろいろな要因により異常をきたし、人命の死傷、物の損害を引き起こす事故のこと。今回の研修は自動車→自転車です。

事例

市教委の職員が人身事故を起こしたにもかかわらず、警察に申告しなかったとして、懲戒処分を受けた。勤務先から車道に出ようとして走行中の自転車と接触し、自転車を転倒させ、乗っていた高校生に打撲を負わせた。壊れた自転車は自転車屋さんで修理したが警察には届けなかった。自分の名前や連絡先も告げなかった。高校生の両親が警察に通報して明らかになった。

問題はどこにあったか？

- ・路外から道路に出る際には、歩行者や自転車などに十分注意するべきであった。
- ・交通事故の場合の措置に定められている5つの義務のうち、3つに違反している！
 - ① 直ちに運転を停止する義務 ②負傷者の救護義務
 - ② 道路上の危険防止の措置義務 ④警察官に、報告する義務
 - ⑤ 警察官が到着するまで現場に留まる命令に従う義務

特に、負傷者の救護と警察への通報は直ちに行うべき義務であるということを忘れている。

この事例から学ぶこと・対策

- ・交通事故・交通違反防止について研修を実施する。
- ・教職員が事故を起こした場合には、速やかに通報・報告するようにする。
- ・何よりも、教職員が疲れや悩み等から、交通事故を起こすことのないように健康管理を行う。
ボーッとしながら車や自転車を運転するのは危険です！

3 教職員の交通事故の実態

- ・交通事故を起こした職員に対する懲戒処分等の基準・・・次のページ参照！
- ・交通違反・交通事故に係る懲戒処分等の状況一覧(教員職員)(平成27年度)

都道府県 指定都市	懲戒処分の種類				合計	訓告等	総計
	免職	停職	減給	戒告			
千葉県	1 (1)			2	3 (1)	5	8 (1)
全国	42 (35)	38 (23)	57 (1)	118 (0)	255 (59)	2, 773 (1)	3, 028 (60)

～～セルフチェック～～

指導計画簿 P187 V交通事故について7項目をセルフチェック！！

別表(第2条関係)
[交通事故を起こした職員に対する懲戒処分等の基準](#)

事故の程度 違反の態様	人的損害			物的損害		自損のみ	無損傷
	相手方死亡	相手方重傷	相手方軽傷	相手方の財産に著しい損害を与えた場合	相手方の財産に損害を与えた場合		
酒酔い運転(法65条)	免職	免職	免職	免職	免職	免職	免職
酒気帯び運転(法65条)	免職	免職	免職	免職	免職	停職	停職
飲酒運転をすることを知らず酒の提供又は酒を勧めた者(法5条)	免職	免職	停職	停職	停職	停職	停職
飲酒運転への同乗(法65条)	免職	免職	停職	停職	停職	停職	停職
無免許運転(法654条)	免職	免職	免職	免職	免職	免職	免職
ひき逃げ(人)(法72条)	免職	免職	停職	停職	停職	—	—
あて逃げ(物)(法72条)	重過失	—	—	停職	停職	—	—
	過失	—	—	減給	減給	—	—
上記以外の法令違反	重過失	停職	停職	減給	減給	戒告	戒告
	過失	停職	減給	戒告	戒告	訓告	訓告

備考

- 「死亡」とは、即死又は事故後24時間以内の死亡をいう。